

令和2年第2回仁淀川町議会定例会会議録（第2号）

令和2年3月5日（木曜日）

10時00分開議

14時37分散会

出席議員（10名）

1番 議員	竹本文直	2番 議員	西森常晴
3番 〃	岡田良成	4番 〃	片岡智準
5番 〃	大野弘	6番 〃	西森久雄
7番 〃	野村安夫	8番 〃	左京憲昌
9番 〃	藤崎源彦	10番 〃	若藤敏久

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長	大石弘秋	副 町 長	片岡廣秋
教 育 長	竹本雅浩	総務課長	片岡晴彦
企 画 課 長	若藤美紀	税務課長	片岡博
町 民 課 長	津野彰	保健福祉課長	片岡明德
保健福祉課副課長兼大崎診療所事務長	荒木紀和	産業建設課長	片岡伸二
会計管理者兼出納室長	下久保幹夫	教育次長	古味実
仁淀総合支所長兼地域振興課長	坪内武則	池川総合支所長兼住民福祉課長	大原正人
仁淀住民福祉課長	藤村信介	池川地域振興課長	古味仁志

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	黒川一彦	書 記	西村美智
--------	------	-----	------

午前10時00分 開議

○議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより会議を再開いたします。

本日の日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。ご承認をお願いします。

日程第1、一般質問を行います。

質問の順序は既に配付しているとおりです。

なお、一般質問の回数は質問事項について3回までとしておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

通告第1号、議席番号2番、西森常晴君の質問を許可します。西森常晴君。

○2番 おはようございます。けさ一番に、山梨にいる次男からメールが入りました。

「一般質問頑張っね。ネットで見ます」と。次男は小学校の教師です。女房に、「あらあ、授業中に見るがかえ」、「あなた、今、学校休みで」。令和元年度もあと2週間、20日余りとなりましたけど、非常に厳しい幕あけとなりました。

話変わって、私はトマトのオフの間は筋トレでパワートレーニングをしているんですけども、2月12日でした。一緒に訓練している女性の方が、「きょうは新聞に仁淀川町が出ちゃったね、2つも」と、大変に喜んでいました。2月12日の高知新聞です。「仁淀川町教育委員会は、2019年度、町内の自閉症やその可能性がある園児や児童への支援を強化しようとして県内で初めてプログラムを事業化した」。その横には、「人気クイズ東大王、伊沢さん、あす、講演。仁淀川町池川中生が依頼し実現」。この頑張る教育委員会に、教育長初め次長に敬意を表しながら、今回は2点について議論を深めていきたいと思えます。

同じ新聞ですけども、随分前に県内で人口減少率がワースト1の某町に記事が出ていました。小中一貫教育、英語教育を重点的にとという表題でした。今、ある新聞によりますと、小中学生の父兄にアンケートをとりましたら、85%の父兄が小学校での英語教育に賛成というデータがありました。ただ、私は、この英語教育の中心のあり方に疑問を感じます。

二、三カ月前の『文藝春秋』に、藤原正彦さんが非常に歯切れよく、「英語教育が国を滅ぼす」という題で論文を書いていました。仁淀川町はこの小学校、中学校での1つは基本になる読書教育について、そして英語教育についてどのように取り組んでいかれるのかお聞かせを願いたいと思えます。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。竹本教育長。

○竹本教育長 ただいまの西森常晴議員の小中での読書教育についての質問にお答えをい

たします。

本町では、仁淀川町教育振興計画の中で、知・徳・体のバランスのとれた子供の育成を目指しており、その達成のために読書習慣の推進と読書環境の充実を掲げるとともに、15の到達指標を設け、実現に向けて取り組んでおります。

到達指標の1つに、多読のすすめを設定しております。これは、年間読書冊数を小学校低学年で100冊以上、中学年80冊以上、高学年60冊以上、中学校では20冊以上を目標にしております。冊数が減りますのは、学年が上がるごとに本の字数とか内容が変わってくるということでございます。小学校低学年におきましては目標を達成しておりますけれども、中学年、高学年では92%の達成率、中学校では70%の達成率となっております。この点は今後の課題だと言えらると思っております。

また、高知県の読書感想文コンクールでは、数多くの児童生徒が優秀や優良、入選を、第65回こども小砂丘賞でも優秀や優良を受賞するなど、今後に期待が持てる結果となっております。

英語教育につきましては、学習指導要領の改訂により、小学校3、4年生が外国語活動、5、6年生が外国語の授業と位置づけられました。このため、来年度からALTの増員、英語活動支援員の充実なども検討しております。中学校におきましては全員が英語検定を受験していただくこととしており、その検定料を助成しております。

日本人は一般的には英語を使用する機会は少ないと思っておりますが、高校入試、大学入試、就職試験では避けて通れない時代となっております。町内には、インターネットを使って翻訳を仕事としている方もおられます。将来の職業の選択肢を広げるためにも、今後の社会情勢からも、英語教育は必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 再質問。西森常晴君。

○2番 歴史や文化に関する本を読むことで、世界史における現代の立ち位置、日本の立ち位置、そして究極的には自分の立つ位置が少しずつはっきりしてきます。立つ位置がはっきりされないと、毎日見聞きする社会現象を大局的に見ることができません。読書教育は人づくりの根幹だと思っております。日々のご努力に敬意を表します。

この20年間の大きな教育改革のほぼ全ては、専門性のある文部科学省ではなく、教育の素人、経済界の提起した分であります。この裏にはアメリカが存在します。小手先の技術を掲げた英語、IT技術、プレゼンテーションなどがそれです。

京都の寿司屋に行きました。京都は、外国人が大変多いところです。京都の握り職人が全て英会話ができるかといえば、そうでもありません。しっかりとした機械を持っています。自動翻訳機です。アメリカの方が、「How much」と言えば、ちゃんと自動で「幾らですか」と話してくれます。寿司職人が「3,500円」と言えば、「Three thousand five hundred yen」。もう既に京都では、英語が話せなくても、これ1個で外国と話ができるようになります。

AIの進歩で、もう間もなくスマホにも音声の自動翻訳機が入ると言われています。アメリカ人と愛を交わすときに、「I love you、愛してます」、「Me too、私も」、これを使いながらランデブーができる時代がその前に来ています。

英語が話せないと国際競争で負けるかと、ならば世界一英語のうまいイギリスが経済的に高いかといえば、そうではありません。世界で一番、英語が下手、スピーキング、世界で170カ国の中で一番下手という日本人が、経済の大国になっています。また、論点変えれば、英文学者の中野好夫先生は、「語学ができるほどだんだん人間がばかになる」というようなことも書いています。

また、長らく、タイ、サウジアラビア大使を務めた亡くなった岡崎久彦氏は、「外交交渉において勝負は教養と人間的魅力」とまで言い切っています。外国に行ったときに、ペラペラしゃべる日本人が外国で評価されているかという、そうではありません。聞かれたそうです。友人、先輩が、「縄文式土器と弥生式土器とどう違いますか。夏目漱石の『こころ』に出てくる先生の自死と三島由紀夫の自死とはどう関係があるか」と。「国際に出ていくにはペラペラな英語じゃなくて読書によった教養だ」と言い切っています。そういう（聞き取り困難）がたくさんあります。

私の60年前の小学校の恩師は、大石常亀先生、池川の瓜生野の出身でした。六十何年前に、先生がしゃべった授業の合間に、ずっと記憶に残っているのが3つあります。1つは、この時期は、狭い教室の中に大火鉢があって、休み時間にはみんなその周りで火を囲んでいます。そのときに、「今、アメリカではセントラルヒーティング、部屋全体が温もって半袖でも歩けるんだよ」、「ああ、アメリカってすごいええな」というふうに思いました。2つ目は、アメリカは、60年前のアメリカですよ。「お父さんが通勤用の車を持って、奥さんが買い物用の車を持って、子供が遊びの車を持って、2台も3台も1軒の家にあるんだよ」と、夢のような話を聞きました。そして3つ目は、「アメリカは、お父さん、お母さんがお年をとったら老人ホームへ預けて、休みのホリデーにはお父さんが奥さんと子供

を積んでドライブをして、老人ホームの前でお父さんが行って声をかけて、そのとき奥さんと子供は車の中において遊びに行くんだよ」という世界を聞いたことがありました。今のどっかの国に似ていませんか。『文藝春秋』に書いた藤原正彦さんは、お父さんが作家の新田次郎、お母さんが藤原てい、今のアメリカかぶれた日本を憂えています。教育長、ご感想をお聞かせください。

○議長 執行部、答弁。竹本教育長。

○竹本教育長 ただいまの西森常晴議員の再質問にお答えをいたします。

ただいま西森議員が言われましたように、数学者の藤原正彦氏によると、今回の英語の教科化によって、その分、英語が教科になる分、国語とか数学とか、他の教科の時数が減らされるということで、それ以外の力が下がるのではないかというようなこと。また、外国文化に触れることがふえることによって日本文化との接点が減り、日本人としての自覚等がなくなっていくんじゃないかということ。また、英語という語学に重点を置くよりは、文学作品などを読む機会をふやして教養を身につけることが大事であろうというようなことで書かれておるようでございます。

また、お話の中にもありましたように、時代は進みまして、スマホに翻訳機がつく時代も本当に見えてきているような状況でございます。

そういった中で、子供たちが英語を勉強することがどうかというようなことはさまざま議論があろうかと思えますけれども、いずれにしましても今回、学習指導要領が新たになりまして英語が教科になったということは、子供たちはそれによって英語の力で学習の結果を評価されることとなります。今後、さまざまな入学試験や就職試験にその評価が1つの基準とされることとなりますので、そういった意味ではやはり英語教育は避けては通れないものと考えておりますけれども、いずれにしましても英語の力をつけることでほかの力が下がるということはあってはならないと思います。特に日本語の力というものは非常に大事でございます。言うまでもなくですけども、英語以外は全て日本語で出題をされて日本語で答えますので、その力が衰えることのないように、そういったバランスを考えながら、子供たちの日々の授業が行われるように配慮していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長 再々質問ございますか。

○2番 2問目。

○議長 西森常晴君、2問目。

○2番 今の答弁を聞きまして安心しました。ふだんから安心しているんですが、なお安心しました。

また新聞です。ちょうど3月3日、おとついの新聞です。「声ひろば」に松本さんという90歳の元教員の方、高知市鴨部にお住まいの方が投書していました。英語力を強めたいが、抜粋を披露します。「チリやアメリカ、そして中国で商社マンとして勤めていた昔の教え子が帰国して訪ねてくれた」。90歳ですから、教え子もかなり年だと思っんですけど、「日本人の英語力については、小学校からの英語教育を強化しようとしている学校教育のありようを考えさせられた」、「日本企業が英語圏に進出し国際競争に勝つためには、英語力の強化は要る。学校で教える教師の指導力の現状や教員養成の大学での実態はどうだろう」。最後に、「何よりも母語である日本語教育を教え子は案じていた」。

2問目にまいります。中学校2校の現状と将来の展望についてどう考えているか、教育長にお聞きします。

○議長 2問目について、教育長、答弁。

○竹本教育長 ただいまの西森常晴議員の、中学校2校の現状と将来の展望についてというご質問にお答えをいたします。

まず中学校2校の現状でございますけれども、2校のクラス編成は普通学級がそれぞれ3クラスずつと特別支援学級が合わせて3クラスあります。生徒数は、2校合計で1年生24人、2年生26人、3年生21人となっており、全体で71人となります。これを合併直後の平成18年度当初と比較しますと、14年間で98人の減少となりまして、年平均では7人ずつ減ってきたこととなります。

次に、今後の展望ですけれども、現在の小学校の児童数は6年生25人、5年生23人、4年生28人、3年生24人、2年生36人、1年生20人となっていますので、その間の中学校の生徒総数は72人から88人の間で推移することとなります。6年後の令和7年には80人と推計されます。そして、令和8年度以降は減少傾向となり、令和12年度には57人という推計になっております。推計値上は、現在の生徒総数を下回るのは令和9年度になると考えられますので、このあたりが大きな転換点になるのではないかと考えております。

平成25年に吾川中学校が統合されてから6年が経過しましたが、現時点では保護者や地域の方から統合の声を聞かないことや、しばらくは微増ではありますが生徒数の増加が続くことなどから、現在の状況を継続しつつ次の段階に向けて検討していきたいと考

えております。それまでは、現在行っております修学旅行やクラブ活動の合同実施などを続けながら、少人数学級の長所を生かして、2つの中学校での学校経営を行っていくのが望ましいのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長 再質問。西森常晴君。

○2番 中学校が2校になったのは平成25年。中学校の統合については、当時の教育委員会から諮問されて、私も審議の仲間入りをして随分と論議をしました。一般質問でも当時行ったんですが、大勢は中学校は1校でした。場所をどこにするかで議論が分かれました。「吾川中だろう」と。「仁中であれば池川が反対、池中であれば仁淀が反対、落ちつくところは吾川だろう」。ところが、吾川の中学校は耐震化されてないんです。皆さんご存じだと思いますけど、あの中学校を耐震化するとかなり巨額な費用がかかるということで2校に落ちついたことを記憶しています。

ただ、そのときに返す返すも、今、非常に議員としてうっかりしていたということは、中学校の統合の問題は論議されていましたが、私どもには小学校の廃校の言葉は投げかけはありませんでした。ありませんでしたが、もう既に当時の教育長は、大崎小学校、名野川小学校の保護者と話をし、今聞くとまさにマイナスの情報を流しながら、その廃校を進めてきました。大崎小学校は平成26年に廃校しました。まだ子供は31名いました。名野川小学校は平成24年、まだ18名生徒がいました。

なぜ私が「まだ」と言うと、上名野川小学校は平成5年に廃校されていましたが、そのときの子供は1名です。下名野川小学校が廃校されたときは3名です。そのぎりぎりまで小学校は頑張りました。なぜ頑張ったか。これだけ衰退していく町の中で、コミュニティーの場、力を与えるのは小学校なんです。逆に、小学校がなくなると町は寂れます。返す返すも残念でなりません。中学校は、やはり勉強だけではなくて体育も関係しますんで、今の教育長の答弁どおり進めてもらいたいと思いますが、もう一度決意をお聞かせください。

○議長 竹本教育長。

○竹本教育長 ただいまの西森議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申しましたように、吾川中学校が25年に統合されて、現場の方からいろいろお声を聞きますと、やはり地域や保護者もそうですけれども、一番子供たちに大きな負担、心理的なものも含めて、そういったものがかかっておったというふうなお話も聞いており

ます。今、やっと中学校、小学校ともそうしたところから1つの学校になってきたという
ようなことも聞いております。

早急に進めて、これ以上子供たちのいろんな負担をふやすということも望ましいとは考
えておりませんが、やはり言われたように、人数というのも大事だと思っておりますので、
先ほど申しましたように、そうした大きな転換点を迎える状況の中で、そういったことも
含めて今後検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたしま
す。

○議長 再々質問ございますか。

○2番 3問目。

○議長 3問目。西森常晴君。

○2番 3問目は、獣害対策についてお尋ねしたいと思います。

産業建設課長だけではなくて、ご意見のある方は大いに手を挙げてご答弁願いたいと思
います。

今まで私は、この近くにイノシシやサルや鹿がなぜ出てくるか、人工林の影響だよ、こ
れは全て人間の責任なんだよと、山が人工林になったために食べるものがなくなって、サ
ルやイノシシが下へおりてきていると信じていました。これ、チョコちゃんに言わせると、
「ぐずぐずしてんじゃないよ」と言われそうです。

江戸時代1861年、安芸の国ですから広島県多田村に、イノシシの通り道に1,053個の落
とし穴をつくっていたという記録が残っていました。江戸時代にもうイノシシが出ていた
んです。和歌山県の熊野の山中では、長さ数十km、遺構、溝が残っています。林と畑の境
目に高さが1から2mの石垣、その石垣の切れ目には落とし穴がありました。今に始まっ
たことではなかったんです。

ただ、現実的に、町内でのイノシシ、サル、鹿被害が起こっています。今、大崎橋の方
が論議が出ますけども、その向こうの地域も、橋も欲しいし、当面困っているのはサルの
被害です。上久喜では、シイタケがうまいところが食われて、もうつくるもんがなんちゃな
い。何とかしてくれませんか。答弁お願いします。

○議長 執行部、答弁願います。片岡産業建設課長。

○片岡産業建設課長 西森常晴議員のご質問にお答えさせていただきます。

町内の獣害被害の実態は、現地視察、聞き取りなどにより把握しておりますけれども、
令和元年度の鳥獣被害の傾向では野菜類の食害が最も多く、捕獲数につきましてはイノシ

シの捕獲数が最も多く約240頭、鳥獣全体の捕獲総数は約680頭と現在なっております。前年度比較で大幅な捕獲数増となっております。

住民からの有害鳥獣駆除の捕獲要請があった場合、その都度、早急に各地区猟友会に連絡し、猟銃による駆除、移動式捕獲器の設置を依頼しております。また、鳥獣被害対策実施隊による追い払い、見回り等、集落周辺の被害防止実践活動も実践しており、仁淀川町鳥獣害防止対策協議会において、イノシシ捕獲檻を20基、小中型動物捕獲器約50基、また、くくり罠多数を購入し、貸し出しも行っております。さらに、イノシシ対策としまして獣害防止施設設置者に対し町補助金も交付しており、令和元年度実績といたしましては、ワイヤーメッシュ柵、トタン柵、複合柵、鉄筋金網柵を5地区、総延長1,400m施工しております。

農家が有害鳥獣被害に悩まされるのは近年始まったわけではなく、江戸時代より農地の開墾や森林伐採が進む中、人間と野生動物がせめぎ合い、農家は地域力を結集して闘っておりました。また、鉄砲は農村の有害鳥獣対策に欠かせない農具であり、農村には武士が所有するより多くの鉄砲があり、農家は有害鳥獣駆除や威嚇のための使用を許されておりました。議員がおっしゃられたように、和歌山県の熊野山中には高さ1から2m、長さ数十kmに及ぶイノシシよけの石垣の遺構も発見されております。

このように、有害鳥獣被害対策には多大な労力と困難を伴いますが、仁淀川町において有効な駆除策を工夫、検討し、まず現在の町の取り組みと並行して、狩猟免許や猟銃所持許可の取得を促進し、仁淀川町猟友会会員の増員を図り、あわせて被害を及ぼす野生鳥獣を確実に捕獲する知識と、高度な捕獲技術を有した隊員の育成が必要と考えております。また、イノシシなどが出産期を迎える前の春先に、組織的、集中的な駆除の実施、耕作放棄地等の有害鳥獣の餌場や隠れ場所の刈り払い、行政区域を超えて広域に移動する鳥獣に対応するために、複数の市町村の連携による追い払い等の被害防除の取り組み、出口対策としましては処理加工施設との連携なども考えられますが、さまざまな課題もございますので、今後も検討してまいりたいと考えております。

○議長 再質問。西森常晴君。

○2番 この手帳は、島根県的美郷町に行ったときに買って来た、鹿でできた8,800円の名刺入れです。美郷町は女性が元気で、シシがたくさんいますから、シシの檻を借りて競争でシシをとります。とるだけです。シシをとったら、役場へ電話したら専門家がぱっととりに来て、全部処理をしてくれます。女性の方は、もうとるだけ。シシが来る道を探し

てそこへ置くだけ、とるだけ。それでお金が入る。やはり、災い転じて福となすというか、これはチャンスなんです、シシがたくさんいれば。ジビエ女子という名前を私つけたんですけども、仁淀川町でもこのジビエを愛するような女性が出て、いろいろな方法を考えれば、またプラス方向になっていくんじゃないかと思います。お年寄りが元気がないから、今、福祉の方でまたいろんな活動が上がっているようですけども、お金になればなおお年寄りが元気になるんじゃないかなというふうに思います。

少し苦言を呈したいと思います。私のトマトの圃場の場に、捕獲器を据えてもらっています。非常によく入ります。毎年、6頭から10頭ぐらいは捕獲できています。この間見たときに、ちょうど微妙な小さいおるときの糸が切れていました。役場へ電話をしました。あれは何か、それぞれ地域の方に委託して管理を、それもわかりますけど、やはりその線がなかったらぱっと飛び込んでいって、役場の方がフットワークよくやれてもいいんじゃないかなと思ったんです。私、これだけではなくて、仁淀川町の場合は全てを委託にして全部委託者に任せてしまうという傾向がありやしないか。産業建設課だけの責任じゃなくて、そういうことがありやしませんか、皆。保育にしても全てのものを委託してしまって、全て内容を任せて。

14年前の3月3日、皆さんご存じでしょうか。14年前のおとついでです。仁淀中学校のスクールバスが白バイと事故を起こしたのは、14年前の3月3日でした。そのときの議会議場で、私は当時の教育長に「どうなんだ」と質問したら、その答弁が、「委託している業者の報告を待っています」という答弁でした。びっくりしたんです。そのときに教育長がしなきゃいけなかったのは、14年前の3月3日に教育長がしなきゃいけなかったのは、全職員を集めて可能な限りの器具をもって現地へ行かなくてはいけなかったんじゃないですか。結果の報告のみじゃなくて、委託をしている、本来ならば町がやらなきゃいけないことを委託している、それが事故を起こしたのは町の責任でもあるし事実を知る義務がある、ならばそのときに全員がその現場へ行って、写真を写して状況を撮ったら、後々に残るようなブレーキ痕とかそういう問題はなかったと思うんです。少なくともなかったと思いたい。結局、運転手は実刑を受けて禁固、もう出てまいりましたけど、私は全体的にそういったことは考えていただきたい。副町長、いかがですか。

○議長 片岡副町長。

○副町長 ただいまの西森議員の再質問にお答えいたします。

業務全体のアウトソーシング、委託ということは確かに多くなっている傾向にあらうか

と思います。ただ、この業務量が非常に行政需要がふえている中で一定の人員で業務をこなすとなれば、どうしてもこれは避けて通れないものかとも思っているところでございます。ただ、ただいまのご質問にありましたように、リスク管理、緊急時の管理というものは、当然そういう初動の対応が非常に重要になろうかと思っておりますので、そういった点について今後とも気をつけて行っていききたいと、対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 再々質問。4問目、西森常晴君。

○2番 長年の念願でありました正ノ石バス停の周辺整備ですが、旧大野旅館の家主さんの厚意により提供された跡地を、中津溪谷の入り口として恥ずかしくない雨よけ施設を含んだ環境整備ができないかとの質問であります。多分、2カ月に一遍だと思えますけども、定期的に通院される女性の方が、よく雨の日に、雨よけのないところで傘を差してずっとたたずんでいる姿が、ずっと長い間心の痛みになっていました。これを機会に整備ができないかお尋ねします。

○議長 執行部の答弁を求めます。片岡産業建設課長。

○片岡産業建設課長 西森常晴議員の正ノ石バス停の周辺整備についてのご質問にお答えさせていただきます。

中津溪谷につきましては1年を通じて観光客が訪れておりますが、特に10月下旬以降からの紅葉シーズンのころに観光客数がピークを迎え、自家用車等で中津溪谷入り口まで訪れ、駐車される乗用車の数も最も多くなっております。そのような混雑時に大型バスが乗り入れた場合、長時間駐車や方向転換などで交通混雑を引き起こすおそれがあるため、乗り入れるバスにつきましては、長さ9m、幅2.5m、高さ3.1mまでの中型バスに制限しているところでございます。現在は、大型バスで訪れた場合、県道入り口付近で観光客をおろし、国道沿いに停車可能な場所を探して移動、停車した後、県道入り口に観光客を迎えに来ております。

ご質問の、提供された跡地につきましては、大型観光バスの駐車場として取り壊し後を舗装するよう計画しております。可能であれば、観光客などの待合所として雨よけ施設等の整備を国土交通省や中央西土木事務所とも協議し、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長 再質問は。

○2番 5問目。

○議長 5問目。西森常晴君。

○2番 最後は、パワリハについてです。

私は4年目になりました。4年前にパワリハを使うときには、資格講習は年に2回でした。年に2回のチャンスを失うと半年ぐらい使えなかった。それを月に1回しておりました。そして、年齢も60歳以上でしたけども、60歳未満も使えるようになりました。それは、仁淀川町最初の女性課長であります大野理枝さん、最初の女性課長でかなり大変だったろうと思いますけども、全く全うしてくれました。そして、また今は2番目の若藤さんがもう間もなく退職ですけども、本当に頑張ってくれて、やはり後々に女性課長が育つ環境をつくっていることに感謝したいと思います。

そこで、課長、いいお答えがいただけると思っているんですが、現在、月1回行われている新規講習は継続できるか。よろしくをお願いします。

○議長 執行部、答弁。片岡保健福祉課長。

○片岡保健福祉課長 パワリハの月1回の新規講習継続についてのご質問にお答えをさせていただきます。

今年度のパワーリハビリ利用者数は1月末時点で1,610人、利用実人数は77人の状況です。平成30年度から、介護予防は運動習慣が重要であるため、パワーリハビリの対象年齢を従来の65歳から18歳以上へ引き下げました。新規講習期間を短縮し、今年度まで新規講習会を毎月開催してきました。

今年度の実績内訳といたしましては、新規講習会を10回実施し、年間新規受講者数は25人でした。しかしながら、申し込みがなかった月が1回、参加者が1人の月が5回あり、新規講習会は現在、地域包括支援センター保健師を中心とし毎回職員が対応しており、来年度につきましては、今年度の状況を考慮して2カ月に1回開催ということで可能と判断をいたしております。来年度の新規講習につきましては、運動指導士に依頼し、専門的な助言をいただきながら実施することを予定しております。なお、令和2年3月2日から委託先のシルバー人材センターと協議を行った結果、平日の月曜日から金曜日、午前8時30分から午後4時までパワーリハビリを実施しております。

本町といたしましても、今後も引き続き健康寿命を延ばしていけるよう、パワーリハビリ事業を継続し、フレイル予防、介護予防の推進に努めてまいりたいと思っております。また、必要に応じ、利用者さんへの聞き取りやアンケート調査等を実施しながら、できる限り住民の皆様のご意向やご希望に沿えるように対応してまいりたいと思っております。

仁淀川町としましては、パワーリハビリの目標といたしまして、健康、虚弱、介護予防、3つに分けております。健康の方は、まず非該当、そして要支援という区分にしております。虚弱の方が要支援、そして要介護の1、要介護としまして要介護の2、3、4、5というような分け方を私の方は考えております。健康の方は介護予防のため、そして虚弱の方は自立回復のため、そして要介護の方は介護料の軽減のために、これからは知恵を出していきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長 再質問。

○2番 納得できません。上から目線です。器具を使わせてやろう、使う側の立場になってください。これはパワリハだけで私は言っているんじゃないんです。町営バスもそうですよ。まあ高知大学の先生に聞かんでもかまんですけれど、使う側の立場、私、やってるからわかるんですよ。そんなにボリュームは大層ないです。1人の職員が3時間、2時間でもいいです、来れば十分に教えられます。庁舎の中で何人も職員が集まって、そういう上から目線の判断はやめてください。使う側の立場になって考慮してもらいたいと思っております。あなた方に回数を決める権限はない。使う側の気持ちを、それは町民側の気持ちを、アンケートをとるのではなくて、そういう気を察した行政をしないと町民は離れていきます。課長も大変でしょう、女の子がいっぱいの職場の中で。再考を望みます。

○議長 執行部、答弁。

○片岡保健福祉課長 西森議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今年度、大崎診療所の理学療法士の整形疾患リスクのある方の対応や助言を講習会で助言をしていただき、パワーリハビリを開始する準備でスタートしておりました。しかしながら、理学療法士の方が長期の休暇に入りまして、このような状況になっております。

ご指摘のとおり、上から目線というのは非常にごもつともだと思っております。今後におきましても、アンケート等、まず利用者の意見に耳を傾けるとともに、私、議員も利用しておるのを十分承知しておりますので、いま一度職場で検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長 再々質問。

○2番 月1回を期待して終わります。ありがとうございました。

○議長 以上で西森常晴君の質問を終了いたします。

暫時休憩します。11時5分まで休憩といたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○議長 休憩前に続き会議を開きます。

一般質問、通告第2号、議席番号8番、左京憲昌君の質問を許可します。左京憲昌君。

○8番 議席8番、左京でございます。議長の了解をいただきましたので、幾つか質問をさせていただきたいと思いますが、以降は自席の方で発言させていただきますので、皆さんのご回答も自席でやっていただいで結構です。よろしくお願いします。

まず、事項1項目についてですが、もう長いこと嫌になるほど申し上げてきましたが、大崎橋、これについての調査委託の結果、その結果の概要と候補地は定まったのか、それから見込まれる概算建設費用について、それからこのことは役場だけ単独で進めるわけにはいかないでしょうが、地元との協議はどのように進展しておるのか、そういう状況。

それから2点目としては、大崎橋建設の今後の取り組みを本当にどう考えているのかということをお尋ねしたいと思います。

それから3点目、前にも申し上げてきておりますが、1日も早く完成をさせるべきではないかと。平成30年の3月議会から一貫して大崎橋のかけかえ、新設を主張してまいりましたが、執行部も必要性は認めるものの、一向に自分から判断であればと進展がないと。産業面、住民の生活面からも仁淀川町における最優先課題の1つではないかと私は考えておりますが、また国道33号線の高規格道路と一体に進めたらどうか云々という話も町長の方からも口から出かけておりましたが、そうすると、この間の橋のトンネルが事業が採択されてから20年もかかったというような話を聞いておりますので、仁淀川町の高規格道路を待ってたんでは30年、50年というのはあつという間に過ぎるでしょうから、ここで当然、ここにおいでるような人の目の黒いうちには見えるような状況にはならないと思いますが、どうぞ、町長も町民目線で、どうせ避けて通れんことはしゃっしゃとやってもらいたいなと思っております。所見をお伺いしたいと思います。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。大石町長。

○町長 左京議員の大橋橋に関してのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、調査委託の結果についてでございますが、数値地形図をもとに現地調査を行い、現地状況の把握を行った上で、ルート案作成の基本方針を設定し、まず5つのルート案を作成しました。その後、1次選定を行い、実現の可能性が低い2つの案を除いた現橋梁の上流側2案と下流側1案で、再度、施工性や経済性などの比較検討を行っております。概

算工事費につきましては、約16億4,000万円から18億7,000万円ほどと算出をされております。ただ、現在の単価ではじいた額でございます。関係地区とは、今後、正式なルート設定、用地、対象物件等について協議検討を進めていかなければならないと考えております。

また、今後の取り組み、1日も早く完成させるべきではないかというご指摘についてでございます。概算工事費、ルート案の調査結果が出たことから、橋のかけかえに向け、県の道路課とも2回ほど協議を進めてきております。事業化に当たっての制度運用、財源の確保等について助言を受けてきたところでございます。

町としても、住民生活と産業面での懸念もありますので、現在の橋の機能を維持しつつ、大崎橋のかけかえは大変重要な課題だと認識しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、左京議員からもお話がございました、確かに地域高規格道路、国道33号の整備とも当然関連もしてくるわけでございますけれども、まだ事業化に至っていない状況で、その33号の整備についても、当然、これはもう国、県に強い要望をしているわけでございますが、この大崎橋についても現状をしっかりと県にも訴えて、何とか早期に事業化に向けて取り組んでいきたい、こういったことで今話を進めております。

例えば、左京議員もご存じのように、今、公共事業は物すごく予算が厳しい状況にございます。そういった中で建設単価も非常に上がってきておまして、なかなか公共事業もすぐにと簡単にいかないわけでございますけれども、できれば地元との話し合いがしっかりと調べて、用地の確保等も決まり、それからルートが設定された場合には、前向きな姿勢で県にもお願いしたいということで今話し合いを進めておまして、できれば令和3年度からの事業化に向けて何とかならないだろうかということで、現在、県とも話を進めておりますが、仮に令和3年度からの事業化し、採択になったとしても、やはり1年は測量設計にかかると思っております。そして、令和4年度から工事に着手になったとしても、現在の公共事業の状況から見ますと、やはり5年、6年、早くてもそれぐらい、またそれ以上の完成までには工期を要するのではないかと、こういったことで県とも今話を進めておまして、できれば少しでも早く事業化できるよう今後も取り組んでまいりたい、このように考えております。

○議長 再質問はございますか。左京憲昌君。

○8番 町長の重い腰がちょっと上がったみたいで、希望が持てると思っておりますが、ただ、今、予算的に非常に厳しいというお話がありましたが、国の方も国土強靱化ということで、

橋であったりトンネルであったりというのを最優先で取り組もうという方向も出ているようですので、ぜひそのところはそういう面で頑張ってもらえないかな。それと、同僚議員がまた後で関連的に質問があるんで、余り深追いはしませんが、33号線の高規格道、これは町長の方からも何回かそういう言葉は発せられましたが、いざ仁淀川町内、町として国土交通省、あちらの方への要望するルートすら決まってないみたいな印象で捉えておるんですが、そこはルートはできているんですか。ぜひこの高規格道についても、こちらの要望ルートは早く先方に提示をして、1日も早い取り組みがされるとありがたいなと思っています。そういうことで、ぜひ大崎橋も工事が始まったぞという日を早く迎えたいと思います。よろしくお祈りします。

○議長 町長、答弁。

○町長 左京議員の再質問にお答えしたいと思います。

国土強靱化の3カ年緊急対策、これも令和2年度で終わります。その3年度以降についてもこれを継続して実施すべきじゃないかということで、国、県に対しても強い要望をしておりますので、やはりそういった中でそういった事業も生かしながら、大崎橋の早期事業化に向けて我々も力を出していきたいと思っております。

また、国道33号でございますが、ちょうど町内は、越知町から久万高原町まで事前通行規制区間ということで、これはもう早くからこの事前通行規制が解除されるような高規格道路の整備を強くお願いしてきておるところでございますが、これについても今、国土交通省の土佐国道事務所との検討会が始まったところでございますので、そういった中で我々の主張も出しながら、いち早く事業化に向けて少しでも早く事業化ができるよう、さらに強力に取り組んでまいりたい、このように思っておりますので、また議会の皆さん方にもそういった中でまたお力添えを賜りますよう、ひとつよろしくお祈りを申し上げたいと思います。

○議長 再々質問はございますか。左京憲昌君。

○8番 次の項に進ませていただきます。

○議長 2問目。

○8番 同一労働、同一賃金の実現の1つの目標として、国も会計年度任用職員という制度を設けて、仁淀川町も条例も制定したのですが、これの中身について通告書を出した段階ではわかりませんでしたので、正規職員というのは予算書によりますと133名、それから非正規の方が65名となっておりますので、そういうことですが、②、この同一労働、

同一賃金を予算書で実現ができているのか、実現の方向に向いているのか、何年ぐらいしたらそういうことが私たちはそういう給料体系でやっているよと言えるのかということをもっとお聞きしたい。

それから、実際問題として、正規職員数は合併したとき以降の計画というのがあったんだろうと思うんですが、正規の数は多分計画どおりになっているでしょうが、それでもまた私がびっくりするのは、非正規が65人もおると。要するに、正規の半分、3分の1は非正規やというこの状態、これは何とか必要なものは必要なんで、正規の方をふやすべきじゃないかと思うほど問題だと思います。

ここに京都新聞という中身によりますと、この非正規の先進地、結局、非正規の数の職員の多いところ、京都でも取り上げられているのは井手町、正規職員が100名、それで非正規職員が154名、パーセントにすると61%は非正規やと。そういうふうな状態になっていますので、こういう形をずっと続けていくと仁淀川町も同じような形になるんじゃないかなと思いますので、ぜひ今後の計画、そういうことについて定員の見直しまで含めて根本的に検討していくべきじゃないかと考えます。

以上です。

○議長 執行部、答弁。大石町長。

○町長 左京議員の会計年度任用職員制度についてのご質問にお答えをさせていただきます。

この4月から施行される会計年度任用職員制度は、臨時職員や特別職非常勤職員、一般職の非常勤職員というように、これまで自治体ごとの任用がまちまちであったものを厳格化して、会計年度任用職員を設けるものとなっております。臨時職員は常時勤務を要する職に欠員を生じた場合に、また特別職非常勤職員は地方公務員法に規定される職について専門的な知識、経験等に基づき、助言、調査等を行うものに要件が厳格化されました。これに該当しない職員は、会計年度任用職員となります。

ご質問のそれぞれの比率につきましては、現状の臨時・非常勤職員が4月以降に会計年度任用職員となった場合、正職員が66.1%、会計年度任用職員が33.9%となります。

次に、会計年度任用職員の給与ですが、令和2年度の当初予算案におきまして、職務に従事する常時勤務を要する職員の給料表にひもづけした上で、上限を設定しております。また、職務経験の要素を考慮することができるよう予算計上をさせていただいております。

会計年度任用職員の人数は、制度改正や増加する業務量に対応するため、必要最小限の

任用を行うようにしております。適正な人数については、それぞれの自治体の業務内容により違いがあるため一概に言うことはできませんが、今後も業務量を考慮した任用を行ってまいりたいと考えております。

先ほど、今、任用職員が多いのではないかというお話もございましたけれども、いろいろ本町も今先ほど申し上げましたように、来年度では65名という任用を考えておりますけれども、この中には、本当に一般事務の補助員としては10名程度でございます。そのほか、運転業務とか、それから移住相談員、地域おこし協力隊、あるいはいろんな税務課の調査員、あるいは介護支援員とか、そういうさまざまな分野の方が入っております、本当に一般事務的な補助員というのは、そのうちの10名程度であるということでございます。

そういうことで、我々も今後とも適正な配置を考えていきたいと思っておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長 再質問はありますか。左京憲昌君。

○8番 予算書の後ろの方に給与の項目が整理されて載っておりますが、その私が計算した計算間違いがあれば、またきょうでも今度以降でも指摘をしていただきたいですが、非正規の方65名の合計が、これは通勤手当とか期末勤勉手当まで入れた形で計算をしますと、非正規の年間の全員の65名の合計が1億8,100万円、それから正規133名の通勤手当とか期末手当もろもろの手当も含んでのことですが、133名では9億3,200万円という形になって、それを単にボーナスも含んでの粗っぽい話ですが、12カ月で割ると1カ月当たりが非正規は279万1,000円、正規は700万6,000円ということになるわけですが、非常にこう格差がつき過ぎるんじゃないかなど。これ、非正規は正規の39.8%、40%にしかならない。さっき町長が言われた、一般職員と比較できる人は10名ぐらいだということと言いたかつたんだと思うんですが、それをまた別途の日に皆に回していただきたいと思っております。

この件については以上です。

○議長 答弁が要りますか。総務課長。

○片岡総務課長 左京憲昌議員の再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

左京憲昌議員からご指摘のありました予算書の給与明細等の部分についてですが、ご指摘のあったように、給与費に手当等を含めた部分で加算して計算されておりましたようですので、給与費の上の表自体に手当等も含まれております。それでいきますと、全体で会計年度任用職員が1人当たり月額が18万3,000円ぐらいになるろうかと思っております。先ほど言われましたように、会計年度任用職員以外の職員の金額は42万5,000円ぐらいの月額にな

ろうかと思います。

まず、会計年度任用職員以外の職員についてでございますが、会計年度任用職員以外の職員につきましても、職種等あります。1級から6級ということで、4級以上が係長以上の職になっております。給与体系におきましては、やはり係長以上の給与体系は多くなりますので、1級、2級等の職員が一般的な事務等をする職員の給与になろうかと思っております。ただ、ちょっと予算上、それを仕分けしておるものがございませんので、内容的に説明させていただきますが、会計年度任用職員等の報酬と給料についてが一般職、会計年度任用職員以外の職員の給料に該当すると思われまます。この費用が、計算すると1人当たり18万4,000円程度になろうかと思っております。その18万4,000円程度の給与につきましても、会計年度任用職員以外の職の方でいきますと、高卒の職員が入って5年から6年ぐらいの金額に今なっております。あくまでも予算上でありますので、そういう格好になっております。

おっしゃられますように、同一労働、同一賃金という部分でお話をされておるところですが、一般的に役場の職員になった場合でも、ここになるのには良好な事務を行って5年から6年という形の金額が平均的となっておりますので、ご説明させていただきたいと思っております。なお、会計年度任用職員については、一般非常勤職員がなった部分のほか、町長が言われたように学校関係のスクールソーシャルワーカーさんであるとか、教育研究所長、教育相談員とか地域おこし協力隊とか、いろいろな職種の方がおりますので、今の金額は平均しただけでありますので、一概にこういうことは言えませんが、そういう形になっております。

また、会計年度任用職員、これ全体ですが、例えば地域おこし協力隊員は週4日の勤務、教育相談員等は月14日の勤務、障害者雇用者については1日6時間勤務というような勤務時間の縮小もありますので、その辺もこの金額に出ておるのではないかというふうに考えております。

私の方からの説明は以上となります。

○議長 再々質問はありますか。左京憲昌君。

○8番 答弁には及びませんが、このところも不公平がないようにひとつ取り組みをしていただきたいと思います。

それで、3項目に移らせていただきます。

有害鳥獣の駆除についてのことなんですが、聞くところによると、ある団体なんかでは駆除したものを処分するために大きな穴を掘ったと聞くんですが、穴を掘ってて、それ

の中に投げ込むような仕掛けで処分していると。それが、ところがそこへ大水が流れ込んで、いっぱい放り込んでたもんが流れ出て、結局、近隣の環境を害するような事態も起きたというような話も聞いておりますが、町内ではいろんな方が駆除に携わっていただいているわけですが、そこのところについての処分は確かなのか、問題ないのか。というのは、ある意味とっても仕方がない、例えばシンなんかにしても食べるとか云々ということができないものがおるそうですね。私は猟をしませんので、そこのところはわからないんですが、現地でそのまま野ざらし、ほったらかしになるということじゃないかと思うんですが、それは健康なものについてはそれでいいと思うんですが、猟をされている方は一目で判断がつくでしょうけど、やっぱり病気になっているとか、野ざらしであればほかの動植物に害を与えるようなものであれば、それなりに処分をしてもらう必要があると思いますが、そこのところはどういう取り組みになっているのかということをお尋ねしたい。

それから、実際問題として2番目なんですけど、そういうように有効活用ができるものとか、処分しなくちゃいけないものについての頭数的な把握はされておるのかどうかお聞きしたいと思います。

それから、今後の取り組みということですが、先ほどのお話でもありましたが、かご、20と50個という話もありました。その他にわさの関係もあると思うんですが、ただこれも役場としては購入をして、結局、預けっ放しになっているんじゃないか。猟友会なら猟友会へ渡したものは、全然管理もされていない、猟友会でも管理されていないんじゃないかという懸念があるやに聞いています。というのは、ほったらかしにし過ぎることによって、本来、わさにかかるべきところがかからなくなってしまうというような弊害もあるとか聞いておりますが、そこらあたりはどういうふうに把握されてどういう管理をされているのかお尋ねしたいと思います。

○議長 片岡産業建設課長。

○片岡産業建設課長 左京議員のご質問にお答えさせていただきます。

有害鳥獣の適正処理としましては、捕獲現場等での埋設、専用焼却炉等による焼却処理、化製処理による飼料または肥料としての資源化がございます。

人力での埋設の場合、捕獲者の高齢化による労力負担増大により、浅い深度で埋設することや、同一場所に複数頭埋設すること、あるいは他の動物による掘り起こしにより、悪臭等の環境汚染が懸念されますけれども、仁淀川町ではそのような住民からの苦情は現在把握しておりません。

最も有効な活用方法は自然資源として活用することであり、その場合、ジビエに利用することが考えられます。現在、日本では、捕獲された個体のうち、ジビエに利用されているのは鹿が約10%、イノシシ約5%ほどでありまして、仁淀川町におきまして食肉用にされた個体等々はまだはっきりしたものは確認しておりません。令和2年2月末の捕獲頭数としましては、イノシシが約240頭、タヌキが約200匹、サル46匹などで、捕獲総数は約680頭となっておりますが、そのほとんどが埋設や焼却で、一部食用として処理されております。

ジビエ利用を行う場合は、捕獲から搬送、処理加工、販売までがしっかりとつながった仕組みが必要であり、獣肉加工所、処理加工施設なんですけれども、や保冷施設、移動式解体処理車などの施設整備や地域のジビエ関係者を確保し、連携する組織体制づくりが必要不可欠であります。

高知県内では、梶原町において獣肉加工所ゆすはらジビエの里に、イノシシや鹿の捕獲現場近くまで駆けつけ、車内で皮を剥ぎ、内臓摘出、枝肉加工できるジビエカーを配備して、捕獲現場と獣肉加工所の距離の壁をジビエカーの一次処理機能でつなぐことで、猟師の手間を軽減しつつ、新鮮な獣肉の確保を行っております。

県外においては、地元で工房を建設し、イノシシの皮をなめし加工し、さまざまな革製品として、また鹿やイノシシの角や牙でアクセサリーや雑貨を製作、販売を行っている自治体もございます。

今後は、駆除有害鳥獣の有効活用につきましては、農林水産省のジビエ利用促進動向、他先進自治体の事例等を参考に検討してまいりたいと考えております。

また、町内で貸し出しております、わなその他、一応町内の鳥獣協議会の方に申請の許可、また再貸し出しというものを毎年とっておりますので、その都度点検等はしております。

以上です。

○議長 再質問はございますか。左京憲昌君。

○8番 先ほど申し上げるのがちょっと漏れてましたんで、申し上げておきます。この廃棄をするときいけたり云々という問題を言われていましたが、今やっているかどうかはわかりませんが、日高の渋谷食品、ここは肥料もつくってまして、以前は中村の方の屠殺場まで内臓とかそういう関係のものを車が積みに行っていたことを記憶しておりますが、この仁淀川の流域の各町村でも、そういうことをあわせて肥料のもとにするとかいうような

ことで有効活用してもらい、現地へそのままぼんと土をかぶせるような状態で放置すると、今は起きてないかもわかりませんが、いろんな問題を起こすと思いますので、ぜひこの流域の町村と協議をしていただいて、そのところは有効に活用できるようにひとつお考えいただきたいと思います。

以上です。

○議長 以上で左京憲昌君の一般質問を終わります。

続きまして、通告第3号、議席番号7番、野村安夫君の質問を許可します。野村安夫君。

○7番 通告第3号、議席番号7番、野村安夫、議長の許可を得ましたので、2点について質問いたします。

今、世界中は新型コロナウイルス感染で大変になっております。人間が生きるためには、水、空気、食べ物、この3つは必要不可欠でございます。それで、12月の定例会におきましても質問させていただきましたが、今回はあえて汚染の問題を坂本地区に関して言わせてもらいます。

坂本配水区の水道事業更新計画において、令和2年度から設計に着手すると思いますが、昨年のお話の中で坂本配水区の水源地タンク等は、改造、更新は選択肢にないか、今後の見通しはどうか。また、取水口地区の上部に位置するタンクはどのように対処するのかお伺いします。

以上です。

○議長 執行部の答弁を求めます。大石町長。

○町長 野村議員の坂本配水区に関してのご質問にお答えをさせていただきます。

本町の簡易水道事業は、平成28年に今まで8つあった簡易水道を1つに統合し、事業運営を行っております。平成29年には仁淀川町水道事業更新計画を策定し、8つある配水区分ごとに施設並びに管路などの評価を実施しております。

その結果から、坂本配水区は給水開始後41年を経過しております。管路が法定耐用年数の40年を超過したものとなっており、最優先で更新する必要があると考えております。ろ過池については、法定耐用年数60年には達してはおりませんが、老朽化が顕著に進んでおり、更新など検討する必要があると思われま。

次に取水堰についてでございますが、平成8年度にウオータースクリーンを設置しており、現在、取水は良好に行われております。予備的な取水口も整備されておること、法定耐用年数60年に達していないことから、更新、改良の優先順位は現在のところ低いと考え

ております。

次に、地区の上部に位置する配水池については、給水開始後41年を経過し老朽化も進んでおりますが、法定耐用年数60年には達しておりません。耐震性の評価について低いとの評価がされていることから、補助事業等のことも踏まえて慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問はございますか。野村君。

○7番 配水区全ての配水管、タンク等、構造物全てのものが40年を経過すると、風化、劣化して、コンクリートの状況もおかしくなってしまいます。そのままの状態では何十年存続、維持、利用するのは難しいと考えます。いつ起きるかわからない南海大地震を踏まえ、強靱な水道に更新、取りかえをするべきだと思いますが、また水源地タンクには屋根がついていると思いますが、すき間があって、落ち葉、ごみが入りやすい、そして車が通るとき粉じんが入りやすい状態です。改造するのが必要であると思いますが、いかがですか。

○議長 大石町長。

○町長 野村議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほども申しあげましたように、町内の簡易水道は、管路の耐用年数は40年、それから取水堰とか他の施設については耐用年数60年という1つの基準があるわけですが、管路についてはやはり耐用年数を過ぎたものについては耐震化の問題も含めて順次整備を進めていきたいと思っております。これはそれぞれ地域の実情もあると思いますので、やはり老朽化の激しいところ、あるいは早期にしないといけないところ、そういったところの順位を決めながら順次整備をしていきたいと思っておりますし、またそのほかの取水堰とかろ過池、こういったものについても、耐用年数は確かに60年とありますけれども、その間にはいろんな老朽化も進む場合もございますし、また耐震化の問題もございます。そういったことも一定調査が出ておりますので、そういったことも踏まえながら、やはり一度にということはなかなか難しいわけですので、優先の高いところから順次対応していきたいと考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長 再々質問ございますか。野村安夫君。

○7番 最後に、坂本地区の水道水は、今、仁淀ブルーの純粋な状況ではありません。不純物、特に川海苔、岩海苔系が、風呂とかためる水に入ってきています。非常に汚れているように、汚染されているような状態です。とても生水で飲める状態ではありません。ど

この箇所が悪いという把握、指摘はできませんが、川の流れが速いので、この川海苔とか岩海苔が入ってくると思いますので、コケ類ですかね。構造物の関係だと考えられますので、構造物に海苔がたまってきたりして、それが入ってきていると思います。全てをチェック、点検してよい方法を実行してもらいたい。また、水源地タンク、地区上部のタンクは年一、二回、清掃、洗浄できる構造になっているか。なっていないければ、これも改造すべきだと思いますが。

○議長 大原池川総合支所長兼住民福祉課長。

○大原池川総合支所長兼住民福祉課長 野村議員の再々質問にお答えをいたします。

ろ過池については構造がかなり旧式なものとなっておりますので、そのようなことが起こっておるんだろうという予想ができます。そういう面も含めて、更新を優先順位を決めて進めていきたい、そのように考えております。

それから、配水池につきましては、掃除ができるような状態の構造でございます。耐用年数60年には達しておりませんが、その辺も含めて検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長 野村安夫君、2問目。

○7番 2点目は、約15年前に登録有形文化財に指定された沈下橋、久喜橋の点検、整備等は十分実施されていると思いますが、現在の状況を聞きたいと思っております。

○議長 執行部の答弁を求めます。大石町長。

○町長 野村議員の久喜橋についてのご質問にお答えをさせていただきます。

久喜橋につきましては、昭和10年に高知県最古の沈下橋として架設され、平成14年に国の登録有形文化財に指定されました。平成28年12月に橋梁点検を実施しまして、橋の健全性の診断を行っております。判定区分としましては、構造物の機能に支障が生じてないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態という判定が出ております。状態としましては、路面の伸縮部周りで段差や欠損、橋脚部分にひび割れと洗掘が生じている状況でございます。現在、一般の通行に支障は生じておりませんが、今後、県の教育委員会文化財課と協議をしながら、保全に向けた補修等を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問。野村安夫君。

○7番 何年前に先輩議員からこの指摘もありましたけれども、この沈下橋は時々、全国県外から観光客が見学に来ております。沈下橋では県内で最古の橋でもありますので、

きめ細かな維持管理を徹底していただきたいと思います。また、そして長期にわたり存続していただきたい。また、この橋は、名野川、愛媛県に行くときに近道でもございますし、同僚議員が言っていました大崎橋が大地震で崩壊しましてもかわりの道となりますので。そして今、町長の言うとおりの、橋げたのあいの部分、ちょっと亀裂が入っておかしい状態になっています。これを早く直してもらうたらありがたいです。

以上です。

○議長 以上で野村安夫君の質問を終了いたします。

暫時休憩します。

午前 11時52分 休憩

午後 1時02分 再開

○議長 休憩前に続き会議を開きます。

一般質問を行います。

通告第4号、議席番号9番、藤崎源彦君の質問を許可します。藤崎源彦君。

○9番 通告第4号、議席番号9番、藤崎源彦でございます。議長の許可を得ましたので質問に入ります。

質問は、国保大崎診療所の医療体制についてであります。質問に入ります前に、先ほど沖先生の方から話がありましたように、平成9年4月から着任して23年間、吾川村、そして仁淀川町の医療に従事してこられました沖先生に、本当に心から感謝の意を表したいと思っております。先ほどの沖先生の話の間、いろいろいろいろな思いがめぐってききましたが、沖先生が着任した当時、私の父、故富士登が吾川村村長でした。特に医療に力を入れていましたので、父は地元出身、大崎小学校、これは私の先輩になりますが、本当に願ったりかなったりということ喜んでいたことを思い出します。

それでは、ちょっと気を取り直して質問に入ります。

本町の医療に関する計画は、沖先生が当面在職されることを前提として進められていたように私は思っています。また、私の調べた範囲では、大崎診療所は昭和62年4月から1年間、医師がいなくて休診になった時期がございました。こういった診療医がいつときも不在になる事態は避けなければなりません。幸い、過去とは違って現在は、高知県へき地医療支援会議がありまして、高知県へき地医療支援機構から医師を派遣する体制がありますので、医師が不在になることはないと思っておりますが、今のところ後任の医師の情報を私自身が得ておりませんので、質問することといたしました。

まず1点目は、沖先生の後任について、どのような人物が着任するのか説明を求めます。

2点目は、後任の医師は診療所の所長として常駐できるかでありますが、現在、大崎診療所建てかえの計画が進められております。先日、町執行部から、新たに導入する医療機器は大崎診療所の所長の意見も取り入れて詮索するというような話がありましたので、既に後任の医師と連携して計画が進行していると捉えていますが、実際はどうなのでしょう。

3点目は、過去の質問の町長答弁では、複数医師体制をとって訪問医療に重点を置きたいとありましたが、現在の状況では困難ではないか。これまで外部から派遣医が診療している間、可能な限り沖医師が訪問して医療に当たっていましたが、今後、高齢者及び障害者福祉施設への訪問医療や在宅介護者への訪問医療は可能なかどうか。

4点目は、児童福祉施設、小中学校の保健医の体制はどうか。

5点目は、沖医師は実に多くの役職につかれておりました。そのうち、産業医はどうか。この役場の産業医も沖医師のはずですが、そういったところをお伺いしたいと思います。

6点目は、大規模災害時にどのような医療体制で臨むかという質問ですが、日に日に発生確率が高くなっていると言われる南海トラフ地震など、大規模災害発生時の医療計画に影響はないのでしょうか。後任の医師が町外から通ってこられるというような状況であれば、交通が遮断されたときに対応できないのではないかと。そういったことを確認したいので答弁を求めます。

以上、建てかえが進行している大崎診療所がどうなるのか不安があります。それを解消するような答弁を求めます。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。大石町長。

○町長 藤崎議員の国保大崎診療所の医療体制についてのご質問にお答えさせていただきます。

沖所長におかれましては、平成9年からこれまで23年間の長きにわたりまして、本町の地域医療の推進にご尽力いただき、町民の健康の維持増進に努めていただきました。本当に長い間お世話になったわけでごさいますし、心から感謝を申し上げたいと思いますし、またこの3月31日をもって退職されますけれども、今後の新たな道を進まれるということでごさいますので、ますますのご活躍、そしてまた機会があれば本町の方の地域医療の推進にもまたご助言等もいただきたいと思いますと考えておるところでございます。

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

まず、沖医師の後任についての質問についてお答えします。

大崎診療所は、高知県へき地医療協議会の指定するへき地等の公的医療機関であり、町長と沖医師はその会の構成員であります。そのため、沖医師の身分は、町の職員ではありますが、この協議会の枠組みの中で赴任していただいている形となっています。沖医師の退職後も引き続きへき地医療協議会の枠組みに入らせていただいている医師1名が赴任されることとなります。

後任については、既に2月5日に実施された令和元年度第2回高知県へき地医療協議会幹事会において内示を受けております。

次に、後任の医師は診療所の所長として常駐できるかについてお答えします。

後任医師の方とは具体的な確認は実施しておりませんが、医師住宅へ引っ越し予定となっており、居住していただけるものと考えております。

次に、複数医師体制は困難な状況だが、高齢者及び障害者福祉施設の訪問医療や在宅介護者への訪問医療は可能かについてお答えをさせていただきます。

後任医師は毎週水曜日には高知医療センターでの研修を予定しており、沖所長と同じ頻度での老人ホームや在宅への診療は不可能ですが、月曜日午後や木曜日午後の内科代診枠に集約して診療は可能であると考えております。

次に、児童福祉施設、小中学校の保健医の体制は、についてお答えします。

吾川地域において関係する施設は、現在、大崎保育所のみですが、仁淀川町社会福祉協議会から児童の内科、歯科健診業務について委託されており、今後も引き続き当たらせていただきたいと思います。なお、他の機関については、西村医院や安部病院様がその責務に当たっていただいております。

次に、産業医としての役割は、についてお答えをします。

現在、沖所長は、仁淀川町を初め、仁淀川町社会福祉協議会や須崎地域産業保健センター登録産業医等を委嘱されていますが、後任医師につきましては産業医資格を有していないとお聞きしておりますので、この件につきましては既に関係機関にお伝えして対応をお願いしたところでございます。

次に、南海トラフ地震など大規模災害発生時の医療計画に影響はないかについてお答えします。

大崎診療所は、仁淀川町地域防災計画の震災対策編において、吾川地区の医療救護所施

設として位置づけしております。主な責務は、トリアージ後、救護病院（佐川町立高北国民健康保険病院）等、後方の支援病院へ円滑に医療救護者を搬送するために、中等症患者及び重症患者に対する応急処置や軽症患者に対する治療ですが、災害救急医薬品等の整備及び管理についても町と協定を結んでおり、1カ月に1度のペースで発電機等の試運転をする等、日々備えているところでございます。4月以降については、後任医師を先頭に大規模災害時には対応していく所存であります。なお、仁淀地区は西村医院、池川地区は安部病院に医療救護者への対応をお願いしているところであります。

以上でございます。なお、細かいところについては事務長の方からお答えさせていただきます。

○議長 荒木事務長。

○荒木保健福祉課副参事兼大崎診療所事務長 補足ということにはなるんですけども、沖所長の後任医師、先ほど町長の方から答弁がありましたとおり、高知県へき地協議会の枠組みの中で1名は派遣をしていただけるということで、その内示も既にどういった方が来ていただけるかというのは具体的には受けております。ただ、県の異動を伴うものでございますので、その点は具体的なお名前は差し控えさせていただきたいと思っております。

それと、後任の医師は診療所の所長として常任するかという部分で、新しい医療機器等の選定について話し合っているかということでご質問がございましたけども、既に2月28日には具体的にこちらの方においでしてくれまして、一定お話もさせていただきました。さらには、電話等で今やりとりをさせていただいておりますので、4月以降には具体的にはなりませんけれども、そういった部分ではお話をさせていただいているつもりでございます。

以上です。

○議長 再質問。藤崎君。

○9番 それでは再質問ということで、内示を受けているということで、まだ我々に情報が入ってこなかったという理由が、今よく説明の中ではわかったわけですけども、現在の体制でも、沖先生に加えて派遣医の方が3名来られていますが、その体制を維持して沖先生と新しい先生がかわられると、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○議長 荒木事務長。

○荒木保健福祉課副参事兼大崎診療所事務長 今のご質問にお答えいたします。

ただいま現在は、月曜日につきまして午後になりますけれども、奇数月が医療センター

から、偶数月につきましては関係のへき地の関係で梶原病院さんから、さらには水曜日は医療センター、これは午前、午後、1日になります。さらには木曜日の午後に、これは県の関係機関になりますが、医療再生機構というところから医師が1名代診で来ていただいております。先ほど説明の中で、水曜日1日は医療センターの方へ研修に出るという説明をさせていただきましたが、そのことも含めまして4月以降も大崎診療所の月曜日から金曜日の1週間の中で休診にするところはないということで当たらせていただきたいと思います。しております。

以上です。

○議長 再々質問は、藤崎君。

○9番 再々質問は、医療関連ということで質問させていただきます。

現在、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供につきまして、町長の冒頭の行政報告にもありましたけれども、マスメディアによりますと日に日に感染拡大しておりまして、この感染者の数というのは正確な数ではなくて、ただ判明された数なので、本町に感染者がいないと断言できる状況ではございません。本町のホームページでは、厚生労働省及び高知県・高知市の電話相談窓口、新型コロナウイルス相談センターの紹介、近隣町村のホームページも見てみましたが、大体同じような情報提供というところがございますけれども、しかし、重症化の確率が高いと言われております高齢者の方がこういったホームページを見ているかどうかというところはちょっと疑問がありますし、そういった情報が果たしてそういった方に伝わっているのかということが懸念されるところでございます。

こういった情報というのは非常にタイムリーな情報提供が求められますので、広報とか回覧などでは遅いのではないかと、防災行政無線とか活用して早く正確に情報を提供する必要があるのではないかと。また、直接役場に問い合わせるとしたらどこにしたらいいのか、またその窓口ではどのような対応をしているのか。その確認だけしたいと思いますので、答弁できる範囲でお願いします。

○議長 片岡保健福祉課長。

○片岡保健福祉課長 藤崎議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルスですけど、もうマスメディアとかSNSでかなり情報は行き交っておるというような状況でございます。県の感染症の協議会の先生の話によると、普通の風邪よりも強いと、インフルエンザよりも致命率が高いというような情報を聞いております。感染者の8割は軽症で、約15%の方が中症、残り5%が重症ということで、ご指摘のとおり

り、高齢者、そして持病、慢性疾患を持っている方が、そういう方が非常に多いということで、重症者の場合は集中治療室に入って人工呼吸器が必要な場合もあるということで、重症者の2%の方が亡くなられると言われております。

町としまして、3月5日付の回覧で、新型コロナウイルスを防ぐチラシ等の全戸配布をお願いしております。その中に、「新型コロナウイルスを防ぐには」というような、いろいろ日常で気をつけること等いろいろ書いております。高齢者の方にもわかりますように、コロナウイルス相談センター、0888239300番ということで、大きく記載しております。町の方も保健福祉課が対応しておりますが、今後におきましても住民の方から連絡等があれば適切に対応の方をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。3回の回数が終わったんですが、先ほどの質問の中で6番目の南海トラフ地震など大規模災害発生時の医療計画に影響はないのかというところの回答が抜けておったように思うんですが、答弁できるでしょうか。荒木事務長。

○荒木保健福祉課副参事兼大崎診療所事務長 先ほど、町長の答弁とダブるところもございますけれども、大崎診療所は主に旧町村でいくと旧吾川村、吾川地域の医療救護所として指定をされておまして、その地域を主にカバーすると、さらには池川地域におきましては安部病院、仁淀地域におきましては西村医院さんを中心に町全体をカバーしていくという体制で臨んでおります。

以上です。

○議長 だから、今までの計画には影響はないということでよろしゅうございますね。わかりました。

以上で藤崎源彦君の質問を終了します。

引き続き、通告第5号、議席番号4番、片岡智準君の質問を許可します。片岡智準君。

○4番 通告第5号、議席番号4番、片岡智準、2点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目なんですけども、件名は若者議会設立についてということでお伺いいたしません。

前回の議会で、池川、仁淀の中学生が本議会を見学されました。そして、その回答で、全員が議会に対するコメントを書きいただきまして、前回の議会だよりも全てが掲載されております。その内容を見ると、非常に関心を持っていただいたなという印象を持つ

ております。仁淀川町の中学生も、決して議会なんかに関心がないというような印象は全くありません。そんな意味合いを込めまして、私は去年の6月議会でも提案させていただきましたが、若者議会設立について、その後の取り組みを再度そういった点でお尋ねいたします。

愛知県の新城市においては、2015年に若者議会が設置され、相当な成果を上げていると聞いております。議会のメンバーは、市内に在住する16歳から29歳までの男女の若者、若者議会のテーマは自分たちで決め、議論された結果は市長に答申され、市議会で承認されれば新規事業として施行される仕組みとなっているそうです。若者議会のメンバーでは、もう現在では市議会議員に当選され活躍されている方もいるやに聞いております。将来の仁淀川町を託す若者育成のためにも、本制度採用を再度検討されてはいかがかということで、今回質問させていただきました。1点目終わります。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。大石町長。

○町長 片岡智準議員の若者議会設置についてのご質問にお答えをさせていただきます。

仁淀川町でも、できるだけ各種の委員会などに若者や女性に参画してもらえよう、新年度に向けて努めてまいりたいと考えております。その中で、若者や女性のご意見などを頂戴してまいりたいと考えております。

さらに、昨年12月議会への中学生傍聴といった議会の傍聴やインターネット配信の視聴などを積み重ね、行政に興味や関心を持った上で、どのようにしていくことが意見や提案を出しやすいか検討する必要があると考えております。

なお、以前には中学生の模擬議会、これも数回開催をしてまいりました。ただ、学校教育との関係で日程調整がなかなか難しい状況もあって、その後開催しておりませんけれども、昨年12月議会では、先ほど申し上げましたように中学生の傍聴という形でさせていただきました。

今後、そういったことも踏まえながら今後に生かしていきたいと思っておりますが、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長 再質問はございますか。片岡智準君。

○4番 今、町長から模擬議会やら各種委員会への参画を呼びかけて、そしていろんなご意見を聞いていると、そういったことは今後ともどんどんやっていただきたいなというように思います。ただ、私も機会があるたびに、本議会の議員の多くがもう70歳を超して、本議会に限らん、アメリカの大統領選も今度はみんな高齢者です。そういった点では、別

に卑下するものでもないんですけども、やはり70過ぎてきたら、人間、思考力、いろんな面について低下します。やはり若い人の発想というのはすばらしい点がございまして、ただ、いろんな方に機会あるたびに声をかけて受ける印象は、やってみたいけども、こういう議会という形で議長采配のもとに挙手をし、そして一問一問の質問に回答する、こういった仕組みというのは、やはり仁淀川町なんかは特に昔ながらのいわゆる井戸端会議的なそういったもので発展してきております。そういったことで、別に何を言ってもええような雰囲気の中ではよく皆さんしゃべります。しかし、いざ議会、あるいは議会によらないですけど、先ほど町長がおっしゃった委員会の場でも、なかなか挙手して発言するとなったら、何かこれまでの発言の機会と全然状況が違いますので、やはりそういったことについてはなかなか躊躇をするというのが、私が皆さん若い方に声をかけた印象です。

今回私が提案させていただくのは、やはりこういう議会の雰囲気というか、こういうような体制でやられるという機会になるべく多く参画していただいたら、よりなれて意見がしゃべれるんじゃないかなというように思います。当然、若者の中には男子に限らず女性も含むわけですけども、特に女性の方なんかはこういった機会はほとんどない。やはり、職場においても圧倒的に男子の職場が多くて、女性はいろんなこれまでの歴史の中でもそれなりの地位を持っている女性というのは極めて少ないというような印象を持っておりまして、特にこういった議長采配のもとで意見をしゃべるという機会がより少ないというように思います。そんなことで今回提案をさせていただきましたんで、先ほど町長がおっしゃったように、各種委員会にもできるだけ多くの若者に参画していただいて発言をしていただくと。まず初めは場なれ、そして意見を言っていただくというようなことをお願いしたいなというふうに思います。

○議長 大石町長。

○町長 片岡智準議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

智準議員からお話がありましたように、本当に若い方々に、町政はもとよりまちづくりに向けて関心を持っていただく、これは非常に大事なことだと思っております。町としても、いろんな委員会とか検討委員会等を設けておりますが、そういった中にもできるだけ若い方に入っていただいて、ご意見の出しやすいような雰囲気をつくっていく必要があると思っておりますし、いただいた意見も参考にしながら今後に活かしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長 再々質問はございますか。

○4番 ありません。

○議長 それでは2問目。片岡智準君。

○4番 それでは、2問目について質問をいたします。件名は、スマホ事業の弊害についてと。要は、スマホによるトラブルについてということでお尋ねいたします。

最近、格安スマホによるトラブル相談の増加、スマホキャッシュレスによる自己破産の増加、情報過多やSNS、ツイッターなどにより起こる各種犯罪被害などが新聞などで報道されております。主な原因は、格安スマホの場合は回線の自由化など、自己破産のケースはキャッシュレス決済をスマホによることによって金銭感覚が希薄化しております。そして、スマホ情報では、今回のコロナウイルスの情報でも拡散され、多くの弊害が出ております。身近な例は、ティッシュ、トイレットペーパーがなくなると。犯人はトイレットペーパーのメーカーの従業員やったらしいですけど、しかしその一言でいきなりティッシュもトイレットペーパーもなくなる、そういったデマがすぐに広がってしまいます。内容的には国が対処すべきことや個人の問題で、一行政で対処できる問題ではありません。しかし、個人の安全・安心な仁淀川町づくりのために、これらのテーマごとに情報（事例）を収集して、定期的に町民にお伝えしてはどうかということが今回の私の質問です。2点目終わります。

○議長 執行部の答弁を求めます。大石町長。

○町長 片岡智準議員のスマホに関するトラブル等についてのご質問にお答えさせていただきます。

格安スマホに関しては、「思っていたサービスが受けられなかった」、「そんなことは聞いていなかった」などの苦情が多くあるものと承知しております。これは、自社で基地局や回線を持たずに大手事業者の回線を借りて通信サービスを提供する事業者の格安サービスの仕組みや内容を理解していないことに起因するものと思われま。

次に、自己破産に関してですが、昨年の自己破産件数はおよそ7万3,000件に上り、容易にカードローンなどを利用した結果、自己破産に至ったケースも多くあると言われております。キャッシュレス化で家計の状況を把握できていない人も増加する中、スマートフォンで借入れの手続きができ、深夜でも借入れの申し込みが可能という簡便さも影響しているものと思われま。また、SNSにおける不正確、不適切な情報の拡散なども大きな社会問題となっております。

携帯電話でインターネットとEメールが利用できるようになってから20年、スマート

フォンが普及してから10年余りと、まだまだ歴史は浅いものの、技術の進化やサービスの高度化は目覚ましいものがあり、まさに日進月歩の状態にある中、利用者の理解やモラルの醸成が追いついていないことがさまざまな問題を引き起こしているものと思われます。社会のデジタル化が加速する時代においては、利用者が理解を深めるとともにモラルを醸成することが必要不可欠となっております。

ご質問の趣旨のとおり、広く住民に情報を提供し理解を深めてもらうために、町の広報紙での情報提供や教育現場での学習機会の充実等に努めてまいりたいと思います。なお、学校等で具体的な取り組み等もされているようでありますので、教育長の方から補足をさせていただきますと思います。

○議長 竹本教育長。

○竹本教育長 それでは、片岡智準議員の質問に対しまして、教育委員会、学校関係での取り組みをお答えしたいと思います。

町内の小学校では、パソコン、スマホでのインターネットの閲覧やゲーム等について、ネット依存、ゲーム依存、LINE依存の現状を語りながら、なぜ使い過ぎはいけないのかを講演していただき、家庭でのルールづくり、保護者として何をすべきかなどの情報モラル教育を実施しております。また、佐川警察署から講師を招きまして、「インターネットによる犯罪」と題し、インターネットがつながっている社会は便利ではありますが、危険なことがたくさんあり、被害者は小学生から大人まで幅広いことなどを学んでおります。中学校におきましては、「SNSにかかわる危険性と正しい利用の仕方について」と題し、生徒のみならず、保護者や地域住民の方を含め講演会を実施しております。また、国や県はネット依存防止やネット犯罪防止に関するパンフレットを作成しております、学校から各家庭に配付もしております。

今後におきましても、こういった佐川警察署や専門の講師などによります情報モラル教育を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問はございますか。片岡智準君。

○4番 町長、教育長から、現在の対応について聞かせていただいて、かなり安心したというのが率直な印象です。といいますのは、やはりスマホで被害に遭うたりしているのは小中学生、高校生、そういったものが圧倒的に多いなという気がします。といいますのは、幸いなことか不幸なんか、仁淀川町でスマホを使われている高齢者というのは意外と少ない

んじゃないかなと。私もガラケーです。というのは、やはり便利は不便やなというふうに私は逆の認識で、先ほど西森議員は、「非常に便利がええけん、どこどこはどこと聞いたらすぐ行けるし、何も持たへんでも、地図持たへんでもスマホ1つ持ったらどこでも行ける」という、どこでも行ける、それが怖いんじゃないかなと、私は逆なんです。長いことやってた仕事の仕事ですんで、人のことは余り信用せんというのが性格上ありまして、だから基本的にネットなんかに出てくるものは一切信用しないという私個人的な見解ですけども、まだ私の域になっている子供なんかはおりませんし、皆が信用されていると思います。

そういったことで、私が一番心配するのは、確かに幸いなことに高齢者が今のところスマホも持っておりません。しかし、南海地震が起こってとんでもない災害が発生したときに、いち早く気づくのが小学生、中学生やスマホを持っている人が、正しいとか間違っているとかいうことじゃなくて、出たことを全て信用するんです。今の、特に活字に出たりそういったもんには、日本人が非常に弱い。それが日本人の性格なんです。というのは、もともと生真面目ですから、というのが私の人間に対する解釈なんですけど。特に高知県なんかのこういった仁淀川町みたいな山間部におりますと、特に文書に弱い、そしてそういうスマホに出た活字に弱い、これは少なくともまちに住む人よりは疑うことなく信じてしまうんじゃないかなと。たった一言の、極端に言うたら、池川で起こった出来事はこの大崎におったらわからないんですけども、地震が起きたときに、途中、道が壊れていますよと、439が道が壊れていますよという、決壊していますよというような一言が入ったら、それこそ蜘蛛の子をつついたような状況になるんじゃないかなと。それはデマです。デマでもその一発が入ることによってとんでもない事態になるというのが、大災害やいろんなそういった事件が起きたときのこれまでの私の経験です。1人そういった不屈き者がやることによって、大勢の人に影響を与えます。

そこで、今回の本題の提案なんですけども、こういったときに即座に問い合わせする場所、家庭のそれぞれの家でわかるように、例えば、公共機関のそういった対応部署ごとの一覧表、それをまとめて書いて、電話番号とその部署だけ書いていただければ、これを全戸配布なんかしておけば、こういったときにはすぐに、道の崩壊やったら河川事務所かこの産建か、あるいはそういう大きな火災があったらどこかというようなことでも、そういう全戸配布の一覧表をつくっておけば、SNSに載ったって、子供が言うた、ほんなら親は電話で確認したらええんですよ。そのしかるべき場所、そこへ問い合わせができる。

今、意外と各戸の家へ行ったら、ある電話番号は要介護のヘルパーのほのかの電話番号だけやったりというようなのが多いんです。したがって、地震が起きたときの万一のため、災害が起こらないのが一番いいんですけども、起こったときの万一のためには、日ごろからそういう準備を常に各戸にしておけば、いろんなデマが出たときも問い合わせ先が即座にわかります。確かに今、コロナウイルスが流行って、相談センター、0何番やと聞いていますけど、毎日見とるけど頭に入っておりません。メモする道具もなくて、テレビでやりよるのを見ているだけです。意外と控えていません。そんなもんなんです。だから、行政の方から、特に仁淀川町の町民にはいつでもすぐに問い合わせる場所が、緊急事態が起きたときにはこういうところやこういうところと、かなりの量があると思いますけども、順番に見たら目で追えばしれていますので、そういったものを各戸配布していただければ、ぜひ町長つくって各戸に常備として置けるようなことをお願いしたいというのがきょうの質問のメインです。

以上です。

○議長 副町長、答弁。

○副町長 片岡智準議員のご質問にお答えします。

今ご提案いただきましたように、確かに特に高齢者にはペーパーにして電話番号等を一覧にしておくという事は非常に有意義な有効な手段だと思います。それで、今ご提案いただきました件については、例えば今の考えなんですけれども、広報紙にその特集のページをつくって、これを保存版として置いていただくような手段とかいうことを検討してまいりたいと思いますので、またご指導よろしくお願ひします。

以上です。

○議長 再々質問はございますか。

○4番 ありません。

○議長 以上で片岡智準君の質問を終了します。

午後2時まで休憩といたします。暫時休憩します。

午後 1時47分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長 休憩前に続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

通告第6号、議席番号5番、大野弘君の質問を許可します。大野弘君。

○5番 通告番号6号、議席番号5番、大野です。議長の許可をいただきましたので、3点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、国道33号の取り組みについてお伺いをいたします。

この国道は、高知、愛媛をつなぐ幹線道路であり、地域住民の生活の安全・安心を守り、産業振興においても欠くことのできない国道であります。早く、利用者が雨天時でも安心して通行できる高規格道路を目指し、積極的に進めていただきたいと思います。

その取り組みにおいて、愛媛県久万高原町では念願の三坂トンネルが開通し、時間短縮となりました。また、本年1月には、橋中津トンネルが開通し、地滑りや落石の危険の解消となりました。今現在は、いの町や越知町におきましても改修工事が進められております。

本町においては、橋中津トンネルの完成後、次の町内への要望箇所はどのようになっているのか、新たなルート選定は進んでいるのかお伺いをします。

○議長 ただいまの質問に対し、執行部の答弁を求めます。大石町長。

○町長 大野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1月25日の橋中津トンネル開通式典におきましては、議員の皆様には大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

国道33号の整備状況でございますが、高知西バイパスにつきましては、令和2年度の開通を目指して事業を進めておりましたが、波川高架橋の架設工事等のおくれから、令和3年秋ごろの開通予定との見直しがあり、半年程度開通がおくれることとなりました。一方で、越知道路2工区バイパス区間については、トンネル工事の入札手続の完了等に伴い、一定の見通しがついたことから、令和4年度の開通予定との発表がありました。そういった中で、高知西バイパス以西の地域高規格道路への新規事業化に向けた取り組みなどを進めておりますが、仁淀川町の要望としましては、異常気象時の事前通行規制区間解消に向けた防災対策工事並びに越知道路以西の地域高規格道路の早期事業化を図ることを、国土交通省に対し強く申し入れているところであります。

来年度より、国道33号の防災事業に関する検討委員会ができるようにも伺っておりますので、そうした中でルートの選定等、早期事業化に向け取り組んでいきたいと考えております。また、個別の要望としましては、歩道未設置箇所の解消や、除草、舗装補修などの維持修繕工事などもお願いをしていきたいと考えております。

○議長 再質問ございますか。大野君。

○5番 ルート選定について、早急に国や関係機関と十分検討を行っていただいて、その上で要望箇所も検討できるものと思います。維持管理的なものについては、これは本当に維持ですので、安心・安全で通行できるような状態になるというようなものではございません。そういう意味において、早急に検討するということが急務であります。そして、再三にわたって同僚議員が質問もしておりますが、大崎橋のかけかえ場所もルートを選定すれば必然的に決まってくるのではないかと思います。町民は1日も早い、事前通行規制のない国道となるよう願っております。いま一度、精力的な答弁をお願いします。

○議長 大石町長。

○町長 大野議員の再質問にお答えさせていただきます。

国道33号は、本当に長きにわたって県を初め、国土交通省に絶えず強く要望もしているところでございますし、また議員の議会の方からもいろいろ要望書も出していただいているところでございますが、我々も1日も早いこの地域高規格道路、事前通行規制区画が解消されて安全で安心して通行できる整備、これを本当に強く願っているところでございます。

そういった中で、先ほども申し上げましたように、検討会を設けていただくという状況が出てきておりますので、非常に我々も期待をしております、1日も早い早期の事業化に向けて取り組んでいただけるよう引き続き要望してまいりたいと思っておりますし、またそれと同時に、やはり国土強靱化に向けた3カ年の緊急対策、令和2年度で終わりますので、これらに引き続き、また強靱化に向けて取り組んでいただくよう、国に対しても予算確保をしっかりとさせていただくよう、これもあわせてお願いしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長 再々質問ございますか。

○5番 とにかく1日も早いルート選考なり改良ができるようによろしくお願ひして、1点目の質問を終わります。

○議長 大野君、2点目。

○5番 次に、2点目の地域長制度の導入について質問させていただきます。

本町も合併し15年目となりました。この間、旧3町村でいろいろな制度の統一を図るため、見直しも行っております。このような中、仁淀地区では7地区において地域長制度が実施されております。この地域長制度について町内全域で取り組むとのことでしたが、今現在の状況をお伺いします。

○議長 執行部の答弁を求めます。大石町長。

○町長 大野議員の地域長制度の導入についてのご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問にもございましたように、現在、仁淀地区は合併前から全地区で地域長制度を導入し、円滑な地域運営を行っていただいております。池川地区は昨年度より地域区分を町で行い、地域ごとに各区長への説明会を開始し、全8地域中7地域で説明会が終了し、5地域の地域長が決定しております。地区の都合により説明会が開催できていない地域については、今後、説明会を実施するよう進めております。吾川地区は田村地域で説明会を実施し、地域長が決定しております。今後、名野川地域での説明会を計画しており、その他の地域についても地域区分を検討しながら順次進めてまいりたいと考えております。

私としても、できればこの令和2年度中には町内全域で地域長制度を導入し、地域長を一堂に会する会議を実施できるよう進めたいと考えております。

○議長 再質問はありますか。大野君。

○5番 今お聞きしますと、池川地域では導入が進んでいるとのことですが、吾川地区はまだ進んでいないのが現状のようでございます。この取り組みについて、地域によっては過疎と高齢化がますます進行し、地域長を受ける方がなかなかいないことや、地域長の必要性が見えてこない点、そして余り小規模で、その地域設定もできないことの原因でおくれにつながっているのではないかと思います。

そこで、地区によっては旧町村を考えずに、例えば吾川地区の別枝口や橘は沢渡地区へ、森山周辺は高瀬地区へといった方法もあるのではないのでしょうか。このような検討や話し合いはされているのかお伺いします。

○議長 執行部、大石町長。

○町長 大野議員の再質問にお答えをいたしたいと思っております。

本当に町内も大変広くなってまいりました。そうすると、非常に集落が散在しておりまして、160近い集落があるわけですが、そういった中で一集落だけではなかなか集落の維持が難しい状況も出ておりますし、それから質問にもございましたように非常に高齢化も進んできておりまして、中には数世帯というような地区もございまして、なかなか集落の維持をしていくのが厳しい状況にあります。

そういった中でやはり地域としてどうしていくかということで、一定の地域をまとめて連携しながら地域の活性化につなげていくということも大事だと思っております。そういった意味で地域の課題を整理していく上でも、やはりこの地域長制度というのは私は理想にかなったものと思っております。

そういった中で、今のご質問にございました、旧町村を越えてということも当然あり得ると思っておりますし、地域に入ってその説明をし、意見交換をする中で、こうしてほしい、ああしてほしいといういろんな要望も出てまいります。そういったものも踏まえながら、今後、検討もしていく必要があると思っておりますが、いただいた意見は今後の参考にさせていただきたいと思っておりますが、いずれにしてもこの地域長制度をしっかりと設定して、そこで町としてもその地域地域へのまた支援策、こういったものにもつなげていきたいと思っておりますので、何としても令和2年度中には何とか全地域に地域長制度を導入したいと、このように考えておりました、2年度も精力的に取り組んでまいりたいと思っております。それを実施していく上では、先ほど申し上げましたように、地域地域の意見もお聞きしながら、よりよい地域長制度にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 再々質問はありますか。大野君。

○5番 地域へ行って説明会もするというようなことでございますけども、この地域長制度についての理解がなかなか難しいんじゃないかなという気もしております。大きく言えば、寺村地区なんかは規模が大きいところで区長制、それでかなりの班長がおいでるようです。仁淀でいえば森地区なんかは各地区がかなり区長がおいでます。そういう形ではないんで、なかなかそこで寺村なんかはもうはや地域長的な存在ですよ、あそこは。そこに新たに大板とか峯岩戸、ああいう区を入れて大きいものにするということですが、なかなか寺村の区長さんは苦勞されておるんじゃないかなと思います。そういう意味において、よく話し合いをして区を、地区をふやすというような話ではございませんけども、なかなかその辺が大変かなというように思います。

そして、もう1点、昨年12月に町内全域の区長、地域長を集めて行政報告会を開催しております。その際、執行部の説明だけで、後の意見交換会がなかったというお話をお話を耳にしました。「このような会であれば次回は欠席する」というようなお話も聞いております。「その内容等の文書だけ送付していただいたらかまん」というようなことを聞いております。このようなことがあるのであれば、非常に残念な会ではないかと思っております。この点について町はどのように考えておるのかお聞きします。

○議長 執行部、大石町長、答弁。

○町長 大野議員の再々質問にお答えしたいと思います。

いろいろお話がございました、昨年の6月、年度初めに区長会、地域長会を開催いたし

ました。ただ、これまでは各地区で区長会、地域長区長会を開いてきたわけですが、けれども、いろいろ地区で分けてやりますと、やはりそこにいろいろ我々の説明をしても、同じ説明をしてもどうしても温度差が出てくることもあって、いろいろ食い違いも出てくることもあったわけですが、やはり1年間の方針を説明する上で、一定町内全部の区長さん、地域長さんに集まっていただいて、そこで説明をしていくと、今年度の事業説明をしていくというのが大きなものでございました。それから、地区でやりますと、後、時間的な余裕があったもんですから、それぞれ地区からの要望もいただいたわけですが、なかなか個々に一堂に会して全て要望をもらうとなると相当の時間がかかるし混乱をすることも予想されますので、昨年度は事前に各地区の要望、提案等をいただいておりました。それについては全てそれぞれ一つ一つ丁寧に回答もさせていただいて対応もさせていただいてきておまして、そういった中で、やはり1年間の本年度の取り組み、そういったものの概要を説明させていただいたわけですが、そういった意味では非常に大事な会だと思っておりますし、仁淀川町も合併してはや15年目を迎えようとしておりますが、やはりそういった中で一堂に会して会議をする、こういうことも非常に大事だと思っております。全体の区長会で地区地区からの要望というのも、仮に時間を設けてもなかなか意見が出ないわけですので、そういった中で先ほど申し上げました地域長制度、これをうまく活用して、地域長制度を年に、上半期、下半期、こういった2回ぐらい開催して、やはりその地域長さんにその地域のいろんな課題を出していただく、提案、提言もしていただく、そういったものに対して町がしっかりと答えていくというような形でいく上では、この地域長制度というのは非常に大事じゃないかと。区長さんと地域長さんが連携をしていく、そういった中で地域長さんがその地域の連携をとりながら地域の活性化につなげていくということになりますと、非常に将来的にはスムーズにいけるんじゃないかと思っております、そういった上では、やはりこの地域長制度というのは我々としては早く町内全域に設置をして対応してまいりたい、このように考えておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 3点目、大野弘君。

○5番 3点目としまして、町職員の管理体制についてお尋ねをします。

本町は、毎年度職員採用を行い、素晴らしい人材を確保し、住民の福祉向上のために積極的に職務に取り組んでいただいているものと思っております。そこで、本町におきましても職員に対し人事評価やストレスチェックを行っておりますが、この取り組みにおいて管理職

は職員に対しどのような対応をし、人材育成や環境改善を図っているのかお伺いをいたします。

○議長 ただいまの質問に対し、片岡副町長、答弁。

○副町長 ただいまの大野議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、人事評価は、設定した目標の達成状況や職員の能力について、本人及び上司が評価を行うものでございますけれども、これを行う上において、年度途中での中間面談や1年を振り返る期末面談、また新年度の目標設定に向けた課題整理も行っているものでございます。主にそういった上司と部下が面談する機会を活用し、人材育成、指導に取り組んでいるところでございます。

一方、ストレスチェックは、職員が個々に自分のストレスがどのような状態にあるのかをチェックするもので、メンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としております。このストレスチェックの集計された診断結果、分析結果は、町の衛生委員会で確認し、職場の環境改善に向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長 再質問はございますか。大野君。

○5番 2回目行います。職員は、それぞれの部署において住民とのかかわり方がさまざま、苦勞も絶えないことと思います。このような中、職員は人事評価において十分理解し、自分が立てた目標達成に向かい精力的に取り組んでいるものと思いますが、職務内容によっては、このことが弊害やストレスとなることもあると思います。職員はもとより、上司とのコミュニケーションが非常に重要だと思っております。その点について、どのように考え対応しているのか、再度お伺いします。

○議長 片岡副町長。

○副町長 大野議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、大野議員がおっしゃられましたとおり、やはり職場での上司、また同僚とのコミュニケーションが非常に重要であることは間違いないことございまして、この点について、もし何らかの問題があれば、私の方からもその職場について、またその上司、また部下とも面談をしながら、そこをうまくコミュニケーションがとれるように面談を行っております。

以上です。

○議長 再々質問。大野君。

○5番 上司はもとより、上司とのコミュニケーションも大変重要です。そういうことにおいても、係長もおいでる下で一生懸命頑張っておる職員もございますので、やっぱり職場職場で十分コミュニケーションを図りながら、明るい職場づくり、大変大事な職員でございます。職員がおらんと住民も苦勞しますので、大事に育てていっていただきたいと思ひます。

それと、このストレスチェック、これは全員受けるというような形になっておるのか、その辺を聞いて質問を終わります。

○議長 片岡副町長、答弁。

○副町長 大野議員の再々質問にお答えさせていただきます。

今、大野議員がおっしゃられましたとおりでございます。このご指摘を念頭に置いて、今後も明るい働きやすい職場づくりに努めてまいりたいと思ひます。

そしてもう1点、ストレスチェックでございますけども、労働安全衛生法の規定によって実施しなければならないというふうになっております。うちでも実施しておりますけども、何とか皆さんに受けていただきたいということで働きかけはしておりますけども、残念ながら実施率、個人の実施率、自分でやっていたくものでございまして、現在のところ9割弱というところまでは上がってきておりますけども、まだ100%には至ってないということでございます。

以上です。

○議長 以上で大野弘君の質問を終了します。

引き続き、通告第7号、議席番号6番、西森久雄君の質問を許可します。西森久雄君。

○6番 議長の許可を得まして一般質問をさせていただきます。

一般質問に入る前に、町長、今、コロナウイルス、こじゃんと広まってきております。もう仁淀川町にも入ってくるんじゃないかなと思っております。もし感染者が出たら、嫌な目で見ないように職員にちゃんと通知していただきたいというふうに思っております。そして、教育長、星ヶ窪は2月に80名の方が来ました。うち17テントのキャンパーがおります。おとつ、石川県から自転車で日本一周をするキャンプ人もおり、岡山から2人来ておりました。これから、土日にはかれこれ家族が来るんじゃないかなと思ひます。どうですか、3月いっぱい星ヶ窪を封鎖しませんか。願ひします。

それでは、一般質問に入ります。仁淀川町簡易水道についてお伺いをするわけですが、もう町長の方から行政報告もあり、もうええかなというふうに思っておりますけれども、

いま一度、津野課長にお伺いをします。現在の簡易水道の多くは40年以上経過しており、老朽化しております。間もなく来ると言われておる南海トラフ地震への対策はどう考えておりますかということでございます。

そして、おととい、各議員の机の上に、この水道事業経営戦略か知らん、置いちゃったんですが、何か説明があるのかなというふうに思っておりましたが全然ない。これは、置いた時点で説明がなかったら、「目を通しちよいてくださいよ」と言うのが本当じゃありませんか。ちょっと議員をばかにしちゃうんじゃないかと思います。そんなことしたら困りますよ。そして、この会は、去年も二、三回やっちゃうんですよ。課長にどう言いましたか。「早く町民に知らせなさいや」と、去年言うっちゃったはずですよ。町長のこの行政報告も、本来なら今ではない。去年の9月にこれをやっちゃかないかんのじゃないかと思えます。また、去年の10月には消費税も上がって、そしてそれにあわせてその水道料もこうなりますということを出さんから、こういうふうになるんじゃないかなと私は思います。そうすれば、県の方も令和3年よりも令和2年でオーケーが出ておったんじゃないかなと思います。

以上です。答弁を。

○議長 津野町民課長、答弁。

○津野町民課長 西森久雄議員の仁淀川町の簡易水道についてのご質問にお答えさせていただきます。

南海トラフ地震につきましては、今後30年以内にマグニチュード8からマグニチュード9クラスの地震の発生確率が70%から80%とされております。このような巨大地震が発生した場合、仁淀川町は南部の地域が仁淀地域となりますけど、震度6強、それ以外の地域は震度6弱の揺れが発生するとの予想がされております。

西森議員の質問にもございますように、本町の簡易水道施設のほとんどが給水開始後40年を優に経過し、老朽化が進んだ状況でございます。施設の多くは今日まで抜本的な改良が行われることなく、一時的な修繕により機能維持を図ってまいりました。今後は修繕では維持ができない状況であるとの調査結果が出ております。管路を除く施設では耐用年数の60年を経過した施設はございませんが、立地条件などで耐震性能評価において脆弱であると評価された施設もございます。

管路の状況を見てもみますと、管路延長全体の7万923mのうち27%に当たる1万9,184mが耐用年数の40年を経過したものとなっております。その他耐用年数は経過していないも

の、耐震性能を有しない管が全体の21%に当たる1万4,935m布設されております。このような状況でございますので、令和2年度中に実施計画を策定し、翌3年度より10年程度をかけて管路の更新並びに耐震性を図ってまいりたいと考えております。

配水池等の主要な施設につきましては、管路の更新を優先的に考えてはおりますが、施設の耐震性能評価に基づき、更新、修繕等もあわせて検討していかなければならないものと考えております。

巨大地震などの災害による被害や給水への影響を軽減するため、大きな投資を要する水道システムについて、施設の重要度、緊急性、更新時期などを考慮し、効果的で効率的な基幹改良を進める必要があるものと考えております。また、災害により水道施設に被害が生じ、長期間の断水が生じた場合でも、応急給水により水の供給を継続する必要があります。ライフラインとしての水道の機能が損なわれることなく給水が確保できるよう、運搬給水機材を確保し、防災、減災対策を行う必要がございます。

しかしながら、資機材や人員の面で本町独自の対応には限界がございます。国や県、近隣の水道事業体など関係機関の応援が不可欠となってまいります。そのため、平常時より関係機関との連絡体制をより強固なものとし、応援協定等拡充が必要であると考えております。

続きまして、今3月定例議会で皆様に関会の冒頭、お手元にお配りさせていただきました仁淀川町の水道事業の経営戦略の冊子でございますが、本来であれば2度ほど昨年9月と12月議会定例会での議員全員協議会で、このような計画を策定しておりますという説明をさせていただいておりました。しかしながら、策定が完了し、お手元に配る際に事前の説明をしなかったことはまことに申しわけないと思っております。今後このようなことがないように十分注意してまいりたいと考えております。まことに申しわけございませんでした。

また、2度にわたる議員全員協議会でそのアセットマネジメント、いわゆる仁淀川町の水道資産に関して現状の状況であるとか今後の収入見通しであるとか、給水人口の減少であるとかといったことを分析し説明させていただきました。しかしながら、それを分析し説明するに当たって、やはり町の限られた財源を有効活用しながら、耐震化並びに基幹改良を進めるに当たっては国の補助は不可欠でございます。料金改定はしなければ、仁淀川町の水道の10立米当たりの供給単価が現在710円となっております。国の補助を活用するためには、全国の簡易水道事業の水道供給単価の平均1,690円の半分以上845円以上である

ことが補助事業を導入する採択要件となっていることは説明させていただきましたが、やはり現在の料金の3割程度の料金値上げはいたし方ないことではございますが、公共料金を値上げするに当たっては、利用される住民の皆様に住民説明会などを通じてご理解を得た上で、この仁淀川町の簡易水道事業の耐震化並びに基幹改良の重要性を、並びに財源不足等を説明した上で料金改定を行ってまいりたいと考えた次第で、現在のスケジュールに至っております。ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長 再質問はございますか。

○6番 再質問なしです。

○議長 よろしいですか。以上で西森久雄君の質問を終了します。

以上で一般質問を終了します。

本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 2時37分 散会